

⇩ 青色事業専従者の要件

Q : 私は個人事業を営んでいる青色申告者です。忙しくなってきたので、妻に手伝ってもらおうと思っています。給与を支給したいのですが、専従者給与として認められますか？

A : 一定の要件を満たす場合には、青色事業専従者として認められます。

【解説】

所得税では、個人事業者が、生計を一にする配偶者等に対して支払う対価は、原則として必要経費に算入されませんが、次の一定の要件を満たす場合には、生計を一にする配偶者等に支払う給与を必要経費に算入することができます。

- ① 事業を営む青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
- ② その年を通じて6月を超える期間、事業を営む青色申告者の経営する事業に専ら従事していること
- ③ 青色事業専従者給与に関する届出書を提出していること
- ④ 労働の対価として適正な給与の金額であること

なお、青色事業専従者は、他に職業を有する者(その職業に従事する時間が短い者その他その事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く)に該当する期間があるときは、たとえ事業に従事していても専従期間には含まれないこととされています。

